

2008年度税制改正大綱 (組織再編税制他)

制度調査部
鈴木 利光

全部取得条項付種類株式の取得対価は「みなし配当」にあたらぬ旨明確化へ

【要約】

2007年12月13日に与党の2008年度税制改正大綱が公表された。

上記大綱では、組織再編成の促進の観点から、三角合併等の対価として金銭が交付された場合といえども、それをもって「非適格合併」として取り扱わない旨や、全部取得条項付種類株式の取得における対価の支払は「みなし配当」にあたらぬ旨を明確化している。

本稿では、上記大綱のうち、組織再編税制に係る取扱いの明確化等について簡潔に解説する。

【目次】

- ・ はじめに (P1)
- ・ 組織再編税制に係る取扱いの明確化 (P1)
- ・ 適格機関投資家の範囲 (P3)
- ・ 投資法人に係る課税の特例(同族会社) (P4)
- ・ SPC等に係る登録免許税の特例措置 (P5)
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置 (P5)
- ・ 国際課税(国税) (P5)

・ はじめに

2007年12月13日に与党の2008年度税制改正大綱(以下、「大綱」という)が公表された。

大綱では、組織再編成の促進の観点から、三角合併等の対価として金銭が交付された場合といえども、それをもって「非適格合併」として取り扱わない旨や、全部取得条項付種類株式の取得における対価の支払は「みなし配当」にあたらぬ旨を明確化している。

本稿では、大綱のうち、組織再編税制に係る取扱いの明確化等について簡潔に解説する。

なお、与党税制改正大綱の項目は、原則として2008年4月1日以後開始する事業年度からの適用が想定される。

・ 組織再編税制に係る取扱いの明確化

1. 三角合併等

2007年度税制改正により、会社法における合併等対価の柔軟化(三角合併等の解禁)に伴う税



制措置として、従来の「適格合併」の範囲を緩和し（ 1 ）、適格合併に当たる三角合併等の対価についても、課税の繰延を認めている（租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号参照）。

- （ 1 ）従来、「適格合併」とは、一定の合併で被合併法人の株主等に「合併法人株式」（合併法人の株式又は出資）以外の資産（剰余金の配当等は除く）が交付されないものをいうとされていた。
- 2007 年度税制改正により、「適格合併」は、一定の合併で被合併法人の株主等に「合併法人株式又は合併親法人株式」のいずれか一方の株式又は出資以外の資産（剰余金の配当等は除く）が交付されないものをいうとされた（法人税法第 2 条第 12 の 8 号参照）。

ただ、現行規定に従う場合、**三角合併等の対価として金銭が交付された場合、「適格合併」に該当せず、課税繰延が認められない。**

これに対しては、**組織再編成の促進**の妨げになるとの声があった。

大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 十三 国税 3）。

いわゆる三角合併等に係る対価として交付される株式に一株に満たない端数が生ずる場合において当該端数に代えて金銭が交付されるときは、組織再編成等の対価に関する要件の判定に際し、この金銭以外の対価により判定することを明確化する。

三角合併等において、**親会社株式の端数に相当する金銭交付をもって「非適格合併」として取り扱わない**ことを明確化する趣旨であると思われる。

2. 全部取得条項付種類株式

「全部取得条項付種類株式」とは、2006 年 5 月施行の会社法で発行可能となった種類株式の一つで、ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会（その他これに類するもの）の決議（以下、「取得決議」という）によってその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう（所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 3 号参照）。

この取得決議に基づく全部取得条項付種類株式の取得における対価の支払が**自己株式の取得にあたり、みなし配当課税（ 2 ）の対象となるか否か、現行規定上明確となっていない。**

- （ 2 ）「みなし配当」とは、非適格合併、非適格分割型分割、資本の払戻し、残余財産の分配、自己株式の取得等（自己株式の取得、出資の償却等、組織変更）により受けた金銭その他の交付が、「配当」とみなされるのをいう（所得税法第 24 条・第 25 条・第 174 条・第 175 条等参照）。

大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 十三 国税 3）。

全部取得条項付種類株式が取得決議により取得される場合において価格決定の申立てに基づく金銭が交付されるときは、組織再編成等の対価に関する要件の判定に際し、この金銭以外の対価により判定することを明確化する。

全部取得条項付種類株式の取得における対価の支払は、それが価格決定の申立てに基づく金銭の支払であっても、**みなし配当にあらず、課税の繰延が認められる**ことを明確化する趣旨であると思われる。

。 適格機関投資家の範囲

1. SPCに係る課税の特例における導管性要件

ここで「SPCに係る課税の特例」とは、一定の要件を満たした特定目的会社（SPC）が支払う**利益の配当**について、**SPCと投資家との間の二重課税を排除**するため、**損金算入**を認める措置をいう（租税特別措置法第67条の14等参照）。

特例の要件（いわゆる導管性要件）として、その発行をした特定社債や優先出資が「適格機関投資家」（3）のみによって引受けられたものであること、というものがある。

- (3) 「適格機関投資家」とは、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者」（金融商品取引法第2条第3項）をいい、「内閣府令」では、**従来よりもその範囲を拡大**した具体例を定めている（「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」第10条参照）。
- ただ、**税法上**、上記「適格機関投資家」の範囲は、**金融商品取引法における範囲よりも限定**されたものとなっている（租税特別措置法施行令第39条の32の2第2項参照）。

大綱の内容は、債券や不動産等の**証券化市場のさらなる活性化**という観点から、以下のとおりとなっている（大綱第三 十二 国税 10）。

SPCに係る課税の特例について、**支払配当等の損金算入の要件における適格機関投資家の範囲を、金融商品取引法におけるそれと同範囲とする。**

2. 配当控除

配当控除を受けることができる配当所得から、適格機関投資家私募による証券投資信託等の収益の分配による配当等は除外される（所得税法第92条、租税特別措置法第9条等参照）。

税法上、上記「適格機関投資家」の範囲は、金融商品取引法における範囲よりも限定されている（租税特別措置法施行令第4条の4第3項参照）。

大綱の内容は、以下のとおりとなっている（大綱第三 十二 国税 10）。

配当控除不適用となる配当等の要件における適格機関投資家の範囲を、金融商品取引法におけるそれと同範囲とする。

3. 不動産取得税（投資信託・投資法人）の課税標準の特例措置

投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税（所有権移転登記の登録免許税）は、その資金の借入れが適格機関投資家からのものであること等を要件として、軽減措置が置かれている（租税特別措置法第83条の3第2項・第3項参照）

1。

税法上、上記「適格機関投資家」の範囲は、解釈上、金融商品取引法における範囲よりも限定されている²。

大綱の内容は、不動産証券化市場のさらなる活性化という観点から、以下のとおりとなっている（大綱第三 十二 地方税 14）。

投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、借入れ要件となる適格機関投資家の範囲を、金融商品取引法におけるそれと同範囲とする。

投資法人に係る課税の特例（同族会社）

ここで「投資法人に係る課税の特例」とは、一定の要件を満たした投資法人が支払う利益の配当等について、投資法人と投資家との間の二重課税を排除するため、損金算入を認める措置をいう（租税特別措置法第 67 条の 15 等参照）。

特例の要件（いわゆる導管性要件）として、「同族会社」（ 4 ）に該当しないこと、というものがあ

（ 4 ）「同族会社」とは、会社の上位 3 株主グループがその会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除く）の 50% を超える数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社をいう（法人税法第 2 条第 10 号参照）。

大綱の内容は、特例制度の円滑な運用の観点から、以下のとおりとなっている（大綱第三 十二 国税 11）。

投資法人に係る課税の特例について、同族会社に該当しないこととの支払配当等の損金算入の要件を、3 株主グループによる判定から 1 株主グループによる判定とする（ 5 ）。

（ 5 ）実際の事例として、不動産投資信託（REIT）の FC レジデンシャル投資法人は、2007 年 10 月 19 日付のプレスリリース「大量保有報告書に関するお知らせ」にて、2007 年 10 月期において、同族会社に該当し、導管性要件を満たさない状況にあることを発表し（本稿執筆時点で最新のプレスリリースである 2007 年 12 月 5 日付「大量保有報告書に関するお知らせ」においても、その状況に変化はないとしている）、2007 年 11 月 1 日付プレスリリース「第 4 期（平成 19 年 10 月期）末の投資主の状況および運用状況・分配金の予想の修正に関するお知らせ」にて、分配金の予想を下方修正している³。

このような状況に対し、投資法人に法人税を実質課税しない導管性こそが REIT の有用性であり、REIT の投資口を購入している投資家の保護を急ぐべきであるとして、「同族会社」要件の緩和が求められていた。

¹ 軽減措置の適用期限に係る大綱の内容については、本稿（P5）を参照されたい。

² 国税庁及び法務局の回答による。具体的には、法人税法施行令第 39 条の 32 の 2 第 2 項と同様の範囲になるものと考えられる。

³ FC レジデンシャル投資法人ホームページ参照（<http://www.fcric.co.jp/>）

． SPC 等に係る登録免許税の特例措置

ここで「SPC 等に係る登録免許税の特例措置」とは、SPC が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税を、一定の条件の下で軽減する措置である（租税特別措置法第 83 条の 3 参照）。

現行規定においては、特例措置の適用期限は 2008 年 3 月 31 日までである。

特例措置に係る大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 八 国税 2）。

1. 特例措置の適用期限を 2010 年 3 月 31 日まで **2 年延長**する。
2. 特例措置のうち、不動産の所有権の移転登記については、現行の税率 8/1,000（本則：20/1,000）に 1 年間据え置いた上で、2009 年 4 月 1 日から 9/1,000 に引き上げる。

従って、大綱によれば、特例措置のうち、不動産の抵当権等の移転登記については、現行の税率 1.5/1,000（本則 2/1,000）は据え置きということになる。

． 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置

信託銀行等に積み立てられている退職年金等積立金については、原則として、毎年 1% の税率で特別法人税（年金資産にかかる税金をいう）が課税される（法人税法第 84 条・第 87 条等参照）。

ただし、1999 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の退職年金等積立金については、特別法人税が課されないこととされている（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）（租税特別措置法第 68 条の 4 参照）。

課税の停止措置に係る大綱の内容は、**高齢化社会**を見据え、以下のとおりとなっている（大綱第三 十二 国税 14）。

- 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限（現行：2008 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度）を **3 年延長**する。**

． 国際課税（国税）

1. 国際課税（国税）の主な項目

大綱では、「国際課税」（国税）として、主に非居住者又は外国法人に対する課税、SPC の外国税額控除等につき言及している。

上記国際課税に係る大綱の主な内容は、以下のとおりである。

2. 非居住者又は外国法人の利子所得に対する課税

非居住者又は外国法人の利子所得に対する課税に係る大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 十一 国税 1）。

1. 課税所得の対象となる「国内源泉所得」（所得税法第 5 条第 2 項・第 4 項、同法第 161 条・第 164 条参照）の範囲に、**外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加える**。課税範囲の拡充にあたる。
2. **外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して 18%の税率により源泉徴収を行う**（租税特別措置法第 41 条の 12 参照）。課税範囲の拡充にあたる。
3. **民間国外債等の利子の課税の特例**（租税特別措置法第 6 条参照）（ 6 ）について、**その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えたうえ、その適用期限（現行：2008 年 3 月 31 日まで）を 2 年延長する**。資金調達の円滑化の存続にあたる。

（注）上記の改正は、**外国法人が 2008 年 4 月 1 日以後に発行する債券について適用する**。

（ 6 ）非居住者又は外国法人が、1998 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外に発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるもの）のうち一定の要件を満たすものにつき支払を受ける利子については、非課税とされている（非課税適用申告書を提出するなど一定の要件を満たす必要がある）。

3. 非居住者又は外国法人に対する課税（「恒久的施設」の範囲の見直し）

非居住者又は外国法人に対する課税において、国内に「恒久的施設」（Permanent Establishment = PE）を有しない場合は、**事業所得等に対する課税が非課税**となる（所得税法第 15 条第 3 号・164 条第 1 項第 4 号、法人税法第 141 条第 4 号参照）。

この「恒久的施設」（PE）には、「**代理人等**」（自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者をいう。所得税法第 164 条第 1 項第 3 号参照）が**含まれる**と解されている⁴。

非居住者又は外国法人に対する課税（「恒久的施設」の範囲の見直し）に係る大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 十一 国税 2）。

非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する「恒久的施設」（PE）とされる「代理人等」の範囲から、独立の地位を有する代理人等を除くこととする。

（注）上記の改正は、**2008 年 4 月 1 日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用する**。

上記大綱の趣旨として、**外国のプレーヤーの誘致**があると思われる。具体的には、海外のファンドが国内で活動するファンドマネージャーと**投資一任契約**を締結する場合において、当該ファンドマネージャーが「代理人等」すなわち「恒久的施設」（PE）と認定され、当該ファンドマネージャーの運用益にも本邦で**課税されるリスクを排除**することである。

⁴ 国税庁タックスアンサーNo.2881 (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2881.htm>)

4. SPCに係る課税の特例（外国税額控除の見直し）

SPCに係る課税の特例（租税特別措置法第67条の14参照）に係る大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 十一 国税 3）。

特定目的会社に係る課税の特例等について、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除（法人税法第69条、租税特別措置法第66条の7参照）に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとする（現行規定上、特定目的会社から受ける配当等による配当所得は配当控除の対象とならない。所得税法第92条等参照）。

（ ）上記の改正は、2008年4月1日以後に開始する事業年度に係る利益の配当等に対する所得税の額について適用する。

大綱は、上記改正の趣旨は、**過大控除の防止**にあるとしている。

5. その他

その他、国際課税（国税）において**特例の適用期限を撤廃する項目**として、大綱は以下のものを挙げている（大綱第三 十一 国税 6・7）。

1. **特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税の特例**（租税特別措置法第7条）の適用期限（現行：2008年3月31日まで）を撤廃する。
2. **外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税の特例**（租税特別措置法第42条の2）の適用期限（現行：2008年3月31日まで）を撤廃する。

以上